

## 消費経済審議会製品安全部会 議事録

日時：令和2年9月18日（金）10:00～12:00

場所：経済産業省Skype会議

### 議題

- (1) 消費経済審議会への諮問について
- (2) 特定保守製品の見直しの検討について
- (3) 消費経済審議会からの答申について
- (4) 今後のスケジュール

### 議事内容

○事務局（高岡） それでは、ただいまより消費経済審議会を始めさせていただきたいと思えます。

まず、ハウリング防止のために、御発言のとき以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

御発言をされる場合は、ミュートを解除して冒頭で名乗り出てください、直接御発言ください。

会議の資料につきましては、大変恐縮ではございますが、事務局から事前にお送りしたPDFを直接御参照願います。また、モニターにも、説明に沿って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。

現在、試験的に資料を表示しておりますが、御覧になれますでしょうか。——問題ないようでしたら、次に進めたいと思えます。

事務局に連絡が必要な事態が発生しましたら、Skypeのチャット機能でコメントをしていただくか、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御遠慮なくお電話をいただければと思えます。

それでは、会議を始めさせていただければと思えます。

○原製品安全課長 製品安全課長の原でございます。

それでは、ただいまから消費経済審議会製品安全部会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます

います。

開催に当たりまして、覚道産業保安担当審議官から御挨拶させていただきます。覚道審議官、よろしくお願いします。

○覚道産業保安担当審議官 皆様、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました産業保安担当審議官に7月に着任をいたしました覚道でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変御多忙の中、御参加をいただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、6月に開催した審議会に引き続きまして、今回もこのようにSkypeにより開催をさせていただいてございます。前回の審議会では、経年劣化事故への対応検討委員会で委員長を務められました東京理科大学の倉淵先生から、その結果を御報告いただいた後、消費生活用製品安全法で定める特定保守製品の見直しについて皆様に御議論いただきました。

特定保守製品は、点検の実施に当たって消費者や事業者の負担も大きいことから、当時社会的に許容できない程度の経年劣化事故発生率として1ppmを基準に製品が指定されましたが、その後の技術基準の強化やメーカー、業界の製品改善の取組もあって事故は少なくなってきました。皆様からいただきました御意見を踏まえまして、庁内で検討を進めた結果、現在、特定保守製品に指定されている9つの製品のうち、指定当時の基準値である1ppmを下回った7つの製品については指定の対象から外すため、消費生活用製品安全法の施行令の改正を実施したいと考えてございます。

消費生活用製品安全法第47条の第1項の規定により、特定保守製品を定める政令の改廃を立案しようとするときは消費経済審議会に諮問することとなっておりますので、今回、本日この審議会を開催するという次第でございます。先生方におかれましては、ぜひ闊達な御審議をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○原製品安全課長 覚道審議官、ありがとうございました。

続きまして、升田部会長からも一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○升田部会長 皆さん、おはようございます。今日もウェブの会議になりましたけれども、よろしくお願いいたします。

ただいま審議官から御説明がありました経過で、前回皆さん方に御審議いただきました案件につきまして、引き続き今日御審議いただき、答申に向けた結論をいただきたいと思います。

っております。事柄は施行規則の改正という重要な案件でございますので、どうか十分な御議論をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○原製品安全課長　　ありがとうございました。

では、以降の進行につきましては升田部会長にお願いしたいと思っております。それでは、升田部会長、よろしく申し上げます。

○升田部会長　　では、よろしく願いいたします。まず、事務局から委員の出欠の確認、議事の扱いについての御連絡をお願いいたします。

○原製品安全課長　　今回、新たに審議に御参加いただく委員の方はございません。かねてより本部会の委員を務めていただいている皆様に御審議いただきます。また、本日御欠席の委員の方はおられず、全員に御出席いただいております。

そのほか、時間の都合から委員の皆様の御紹介は、お手元の資料1の委員名簿をもって代えさせていただきたいと思っております。

続いて、議事の扱いについてでございます。新型コロナウイルス感染症防止拡大の観点から、本日会議場での傍聴者をなしとさせていただいておりますが、後日、経済産業省のホームページに掲載される議事録をもって公開の扱いとさせていただきます。議事録につきましては、議員の方々の御確認をいただいた上でホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上でございます。

○升田部会長　　ありがとうございました。

会議の定足数について確認させていただきますが、委員の出席者が、先ほど説明がありましたように過半数を超えておりますので、成立していることを確認いたしました。

では、続きまして配付資料の確認、これも事務局からお願いいたします。

○原製品安全課長　　本日はS k y p eによる会議を実施させていただいておりますので、配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDF資料を御参照願います。また、モニターのほうにも説明に沿って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。配付資料につきましては、資料1、製品安全部会の委員名簿から資料5まででございます。それから、参考資料として1と2がございます。もし資料の動作不具合、御不明な点等ございましたら、いつでも事務局の者にお知らせください。チャット機能を御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○升田部会長　　ありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、もう皆さん方もウェブの使い方に慣れておられると思いますので、適宜、操作して、また、御発言もお願いいたしたいと思います。

まず、議題（１）、消費経済審議会への諮問について、これを事務局の製品安全課から御説明をお願いいたします。

○原製品安全課長　　それでは、お手元の資料２「消費生活用製品安全法の特定保守製品の一部見直しについて（諮問）」でございます。先ほど審議官からもお話がありましたとおり、消費生活用製品安全法で定める特定保守製品について、下記事項に関し御審議いただきたく、消費生活用製品安全法第 47 条第 1 項の規定に基づき諮問させていただきます。

下でございますけれども、記、消費生活用製品安全法第 2 条第 4 項に規定する特定保守製品として、消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号）で定められている品目に関し、別紙のとおり対象品目を見直すため、消費生活用製品安全法施行令別表第 3（第 3 条関係）の改正を行うことについて。

続きまして、別紙を御覧いただければと思います。現行の特定保守製品で、※印が指定から外す対象品目。（１）から（９）までございます。

以上でございます。これについて升田部会長に諮問させていただきます。よろしく願います。

○升田部会長　　ただいま、確かに受け取りましたので、これから審議をお願いしたいと思います。

先ほど若干、私の言葉の言い間違えで、施行規則だけのようなことを言っておりましたけれども、施行令も含めてということですので、御了解いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、今御説明がありましたけれども、いよいよ本題の議題（２）になりますけれども、特定保守製品の見直しの検討について。これをまた、事務局であります製品安全課から御説明をお願いいたします。

○原製品安全課長　　それでは、資料の 3 を御覧ください。今、モニターにも映してございます。「特定保守製品の見直しについて」の資料でございます。

（パワーポイント）

1 枚めくっていただきます。これも前回議論させていただいた内容ですが、簡単にポイントを御説明させていただきます。特定保守製品の指定の考え方でございますけれども、

一番上に書いてございますように、当初指定した際には社会的に許容できない程度の事故率である 1 ppm を基準として、これを超える製品を指定してございます。

下の表を御覧いただきますと、ピンク色で示してございます品目が 1 ppm を超えていた製品となります。これらについて指定をしたということでございます。

(パワーポイント)

2 ページ目に移ります。経年劣化事故発生率の現状でございます。これも前回御説明させていただいていますが、再度、簡単にポイントを御説明しますと、一番上に書いてございますように、特定保守製品については、電気用品安全法等の技術基準の強化、いわゆる P S マーク規制の強化など、製品設計上の経年劣化対策を措置しました。こういったこともございまして各製品の事故率は大きく低下をしております。特に 7 製品については 1 ppm を大きく下回る事故率になってございます。

下の表を御覧いただきたいと思えます。この中で、石油給湯機、石油ふろがま、この 2 品目についてはまだ 1 ppm を超えてございますけれども、それ以外の製品については全て 1 ppm を大きく下回っているという状況でございます。

(パワーポイント)

それでは、次のページに移っていただきます。参考でございますけれども、例えば、小型の屋内式ガス瞬間湯沸器の対策強化についてでございます。これについては、ガス事業法、液石法の技術基準の改定により、小型の屋内式ガス瞬間湯沸器にインターロック搭載を義務化しております。これは具体的には、リセットを比較的容易に消費者が行う復帰方法ではなく、専門家などにより複雑な復帰操作を行わない限り、再運転ができない、こういったことでございます。

詳細については前回も御説明しておりますけれども、ここについて若干御説明させていただきますと、当時、安全装置の不正改造によって発生した一酸化炭素中毒の事故を受けて、インターロックを義務化したと。

具体的には、一番上のポツでございますけれども、機器の酸素濃度が低下したときに、排ガス中の一酸化炭素濃度が 0.03% 以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす。あと、例えば装置が正常に機能しなかったときにバーナーへのガス通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造にするというようなことでございます。それから、一番下でございますけれども、連続して 3 回を上限として装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等、通常の手続きにより再び点火する状態にならないこと。

こういったことが強化されております。

(パワーポイント)

4 ページ目でございます。ビルトイン式食洗機の事故と解決の事例でございます。

左側の図が従来製品です。主にフロント式ということで手前にボタンと倒すような形状のものでございました。これを右側の現行製品のようにスライド式に変更したということで、ドア開閉の繰り返しによる不具合、こういったものを改善したということでございます。

ポイントは、一番上に書いてございますように、電気用品安全法の技術基準が改正されて、ドア開閉の可動部耐性試験を 1,000 回から 2 万回に強化をしました。それから、ドア開閉による食器の取り出し構造からスライド式に設計を見直して、配線に負担がかからないように改良して経年劣化事故を予防したものでございます。

(パワーポイント)

次に、5 ページ目に行っていただきます。こちらは、電気式浴室乾燥暖房機の事故と解決の事例でございます。これにつきましても、左の 2006 年当時の図にございますように、特に一番下でございますが、結線の仕方が手より結線の状態でございます。これを電気用品安全法の技術基準を改正して、電源電線との接続を速結端子を用いることを求めて事故を予防しました。これが右側の図のとおりでございます。

(パワーポイント)

続いて、6 ページ目に行きたいと思えます。これは石油機器の技術基準の関係でございます。

消安法の技術基準に石油機器の技術基準を新設しまして、FF 式石油温風暖房機の機器内部の給気管——エアホースと言っていますけれども、これを金属製にすることを義務化したものでございます。これは、右下の写真を御覧いただきますと、長期使用により劣化したゴム製の二次エアホースに穴が空きまして、給気不足により不完全燃焼を起こしたことによる一酸化炭素中毒事故が多発しました。これを踏まえて、金属式のホースに替えるということを義務化したものでございます。

(パワーポイント)

続きまして、7 ページ目に行っていただきます。これら制度実施に係る社会的コストでございます。

製造事業者は、これらの製品について特定保守製品として対応するために年間約 18 億

円を支出してございます。これらの支出を回収するために、その費用は価格転嫁されるため、特定保守製品として指定され続けることで、消費者にも御負担が生じることとなります。このため1 ppm を大きく下回る7製品については指定から除く必要があるということでございます。

下の表につきましては、別途、参考資料の事前規制の評価書?の抜粋でございます。黄色で示しているところが18億円でございます。

(パワーポイント)

続いて、8ページ目、事故率の低下に向けた取組でございます。

先ほど参考で幾つか御説明させていただいたことに加えて、新たに指定から除く製品についても、今後も経年劣化対策の技術基準の強化を通じたPSマーク規制等の対策を講じることにより、事故率の低下に向けて万全を期してまいろうと考えております。

具体的には、屋内式ガス瞬間湯沸器、ガスふろがまについては自主基準等を技術基準化していきます。先ほど参考事例で御説明したとおり、①ですけれども、これまで経年劣化による事故が多かった製品については、既に技術基準化で対応済みでございます。これが昨年、市場に提供された製品の中で6割弱を占める製品でございますけれども、これらについてはもう既に技術基準化が対応済みということでございます。

②ですけれども、既に実施している自主的な対応を技術基準化するもの。具体的にはバランス式ガスふろがまですけれども、2011年に業界全体で自主的な対応を実施済みでございます。この内容を精査した上で、技術基準化を速やかに行うということを考えております。これが市場の中で言うと11%ぐらいになります。

③として、その他にも様々な製品群がございます。これらについては、自主基準等自主的な対応について、技術基準化について検討していくということでございます。

下でございますけれども、なお、先ほど御説明申し上げたビルトイン式電気食洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機、これらについては平成21年度に技術基準改正を行っておりまして、当該技術基準を満たした製品による経年劣化事故は起きていないという状況でございます。

(パワーポイント)

続きます、9ページ目、制度の効率的な運用に向けてということでございます。

今回、9品目のうち7品目を外した場合、残り2品目が引き続き対象となります。ただ、登録率、点検率については、これも前回御説明させていただいたとおり、登録率が40%

弱という状況でございます。これをいかに上げていくかということが課題になっております。この1つの原因としては、販売時の説明が不十分であるということが考えられます。しかしながら、自治体による立入検査すべき店舗が多過ぎて手が回っていないという規制側の事情もございます。指定の見直しによりまして、立入検査すべき店舗を限定して、そこにリソースを集中することで販売時の説明を担保しつつ、行政コストも削減していくということを考えています。

その立検の例については左下に書いてございます。毎年大体700件から900件程度の店舗についての立入りを自治体が行っておりますけれども、制度説明義務違反の店舗については少ないという状況になっております。

下に書いてございますように、立入検査対象となる店舗はホームセンターや家電量販店になることが多くて、なかなかコンプライアンスの厳しいところに多く立ち入っているという実態もございます。こういったところも柔軟に、機動的に対応いただくよう検討してまいります。

それから右側、石油給湯機、石油ふろがまの販売ルートを見ていただきますと、幾つかのパターンがございます。例えば、A社のように全て販売店に直接出荷するケース、B社のように販売店に直接出荷するケースと卸商にも出荷するケース、C社のように全て卸商に出荷するケースがございます。それぞれに応じて、どういう管理のやり方が適切なのかということも踏まえながら、これから残っていく石油給湯機、石油ふろがまについて販売ルートも追いながら、また地域特性もございますので、そういうところも考えながら対応して登録率を上げていきたいと考えております。

(パワーポイント)

10 ページ目、指定見直しの必要性(まとめ)でございます。

読み上げさせていただきますと、1、特定保守製品を指定した際には、社会的に許容できない程度の事故率である1ppmを基準として、これを超える製品を指定しました。

2、特定保守製品については、電気用品安全法等の技術基準の強化(P Sマーク規制の強化)等の製品設計上の経年劣化対策を措置。この結果、各製品の事故率は大きく低下。特に7製品については1ppmを大きく下回る事故率になっている。

3、製造事業者は、これらの製品について特定保守製品としての対応をするために、年間約18億円を支出しており、これらの支出を回収するために、その費用は価格転嫁されるため、特定保守製品として指定され続けることで、消費者にも負担が生じることになる。

このため 1 ppm を大きく下回る 7 製品については指定から除く必要がある。

4、ただし、指定から除く製品についても、今後も、経年劣化対策の技術基準の強化を通じた P S マーク規制等の対策を講じることにより、事故率の低下に向けて万全を期していく。

5、なお、点検制度については、登録率、点検率の向上が課題であり、この原因の 1 つとして、販売時の説明が不十分であることが考えられる。しかしながら、自治体による立入検査すべき店舗が多過ぎて手が回っていないという事情もある。このため、指定見直しにより立入検査すべき店舗を限定して、そこにリソースを集中することで、販売時の説明を担保しつつ、行政コストも削減していく。

以上でございます。

(パワーポイント)

それから、11 ページ目でございます。前回の会議、6 月 30 日の審議会で委員の皆様からいただいた主な御意見を書いてございます。

青のところを見ていただきますと、1 ppm を大きく下回る 7 品目を特定保守製品の指定から外すことについてはおおむね御理解をいただきました。また、指定から外す製品についても、各社自主的な取組による点検等製品事故を減らすための施策は引き続き検討すべきという御意見が複数ございました。

具体的には、下に書いてあるとおりでございます。特に、議題 2、特定保守製品の見直しの検討についてのところで、今回の特定保守製品の対象を削減することは賛成であると。一方で、今回対象製品から外さないことになっている石油給湯機、石油ふろがまに関しても事故件数が減少傾向にある。これらについて、2～3 年後をめどに対象から外すことを検討してほしい、こういう御意見もいただいております。

一方で、一番下でございますように、経年劣化事故が下がっていること、登録率が低い割にはコストがかかっていることなど、対象から外すことは理解したと。一方で、高齢者は製品を長く使う傾向があるので、経年劣化事故を心配している、こういう御意見も前回いただいております。

事務局からは以上でございます。

○升田部会長 ありがとうございます。

今日詳細な御説明をいただきましたけれども、今御紹介がありましたように、前回の御説明、それから委員の方々の前回の質問などなどを敷衍しまして御説明いただいたものだ

と理解しております。

では、ここまでの議事の内容につきまして、委員の方から質疑、あるいは意見交換の時間を取りたいと思います。どうぞ御発言いただきたいと思いますが、御意見、御質問がある方は、初歩的なことを申し上げて恐縮なのですが、ミュートを解除していただいた上、最初に御自身のお名前を名乗り出てくださいましてから、つまり、記録を残す必要もあるものですから、そういう作業をしていただいて直接御発言をお願いしたいと思います。それでは、何かございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○青柳委員 青柳です。

○升田部会長 どうぞ。

○青柳委員 1つだけ確認でございますが、ただいまの説明の9ページ目で、制度の効率的な運用に向けてという御説明をいただきました。ここで、立入検査すべき店舗を限定してそこにリソースを集中する、とてもいいことだと思っております。この立入検査すべき店舗という店舗なのですけれども、ここの石油給湯機、石油ふろがまですとメーカーから販売店、つまり工務店さんとか燃料店さんという工事をするとところに販売されるということだと思っております。

ただ、ここはあくまでも販売店ですから、使う人というのは工務店さんに依頼するアパートの持ち主だったり、各戸建ての施主さんであったりすると思うのですけれども、きちんと説明すべきところは、この販売店からアパート業者の人への説明をきちんとするように指導するというのが今回のこの9ページに書いてある内容ということによろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○升田部会長 お願いいたします。

○原製品安全課長 原でございます。御質問ありがとうございます。9ページの資料の一番右側でございますように、石油製品については販売店が工務店、燃料店、あるいは水道工事店、このほかにも、例えばおコメ屋さんのようなところも場合によっては販売しているというように聞いています。

それから、地域も、北海道であるとか東北、北陸、長野等、販売先が地域的にも偏在している点もございます。

それから、これも前回の検討会でも議論になりましたけれども、A社、B社、C社のような販売の仕方があって、A社の販売の仕方については比較的登録率が高いことが分かっております。したがって、卸商を通じて販売店に販売されるケース、こういうところの消

費者への説明が適切に行われているかどうか。こういうところをしっかりと追っていく必要があると考えております。地域的な偏在も考慮しつつ、また、こういう販売ルートも意識しながら、できるだけ丁寧にリソースを考えて投入していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○升田部会長 青柳委員、いかがでしょうか。

○青柳委員 ありがとうございます。期待しております。よろしくお願いいたします。

○升田部会長 ほかの委員の方、何かございますでしょうか。

○唯根委員 唯根です。

○升田部会長 どうぞ。

○唯根委員 ありがとうございます。今回は特殊？保守製品の指定の削減というか、減少なのですけれども、この間いろいろな新しい製品というのでしょうか、それで電気製品とかガス、石油製品に限定できないような分野でも——簡単に言いますと高齢者の介護製品や何かも含めてなのですが、こういったものについての実効率というのでしょうか、経年劣化等も今後出てくる可能性はあると思うのですが、この指定？保守製品の指定の考え方については今後も検討されることになるのでしょうか。

すみません、今回の議題とはちょっと離れるかもしれないのですが、その辺も伺っておきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○升田部会長 事務局からお願いいたします。

○原製品安全課長 原でございます。ありがとうございます。これも審議会の中でも実は御説明させていただきますが？、重大製品事故の中で経年劣化事故の発生状況については、御指摘の、そういう御高齢の方とかが使われるような介護製品も含めて、報告があったものについては全て確認をしております。そういう中で、この1 ppm を超える製品が減ってきているというのが実情でございますし、新たに対象となる製品がないかどうかもチェックをさせていただいております。

一例として申し上げます、蛍光灯については事故の件数が比較的多いということが議論になりましたけれども、これは新たに製造されないということが分かっていますので……これは表示対象製品のほうですが、対象にはしないということで我々としては考えてございます。それ以外に、そういう製品が今のところないことは確認してございますけれども、今後も引き続き、重大製品事故の動向については、我々はずっとウオッチして行って、増えてくる製品、1 ppm を超えてくる製品があれば適用の可否も含めて検討してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○升田部会長 唯根委員、いかがでしょうか。

○唯根委員 ありがとうございます。とても安心いたしました。本当にいろいろな分野、本当にいろいろな新しい製品も出てきていますので、その安全性について、ぜひ今後ともチェックをよろしく願いいたします。

○升田部会長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか。それでは、ありがとうございます。

続きまして、議題の（３）に移りますけれども、消費経済審議会からの答申について、この件に移りたいと思います。

本件につきましては資料４を御覧いただきたいと思いますが、資料４の案のとおり答申いたしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか（「賛成します」の声あり）。ありがとうございます。全委員の方が御賛成という具合に承りましたので、「案」を外しまして答申することにしたと思います。どうもありがとうございました。

では、最後の議題になりますけれども、（４）今後のスケジュールについて、やはり製品安全課から御説明をお願いいたします。

○原製品安全課長 原でございます。資料５を御覧ください。「点検対象製品の見直しに関する今後のスケジュール（見直し）」でございます。今日、９月１８日に、まさに先ほど答申をいただいたとおりですが、必要な手続が幾つかございます。

今後、参考資料にございます規制に関する事前評価書を経産省のホームページに掲載させていただきます。また、ＷＴＯ事務局へのＴＢＴ通報を行います。これは２か月間、各国から意見を募集するというプロセスでございます。それから、施行令改正案についてパブコメをかけるということ、その結果についても公示をするということでございます。

その後、各省庁協議、関係業界に事前周知等を得まして、来年４月頃、改正の公布を今は検討しているということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○升田部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの件ですけれども、御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。先ほども御説明いたしましたけれども、御発言については同様に取り扱いいただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。——よろしゅうございますでしょうか。以後、いろいろな経過を経まし

て実際に公布、施行になりますけれども、先ほど来御質問にもありますし、説明もさせていただきましたが、全体は製品安全課のほうでウオッチしていただくということになっております。

それでは、どうもありがとうございました。以上をもちまして、予定しておりました議題は全て終了いたします。最後に、事務局より連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○原製品安全課長 議論をありがとうございました。本日の議事録に関しましては、事務局で作成した上で、後日、委員の皆様方に御確認いただき、ホームページにて公表する予定でございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○升田部会長 ありがとうございました。ウェブ会議で皆さん方の顔も御表情も見ないままに終了してしまうのは、私としては誠に残念ですけれども、いずれ優秀なシステムもでき、いろいろ御表情を伺いながら議論が進められるようになれば非常によろしいかと思えます。今日は、非常に蒸し暑くなってまいりました中、御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

では、これをもちまして消費経済審議会製品安全部会を終了させていただきます。御多忙中のところ、長時間にわたり御熱心に御質問、検討いただきまして本当にありがとうございました。それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

——了——